

# 麻薬小売業者間譲渡許可の手引き

## 1 麻薬小売業者間譲渡許可の申請手続

申請対象者	次に掲げる場合に限り麻薬を譲り渡すことを目的として、構成された麻薬小売業者のグループ 1 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため、麻薬処方箋により調剤ができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき 2 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬を他者に譲り渡すことなく 90 日を経過したもの、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬を麻薬処方箋により調剤した場合、若しくは麻薬小売業者間譲渡許可、大臣許可により譲り渡した場合において、その残部であって、その譲り渡しの日から 90 日を経過したものを保管しているとき (同一法人であっても個々の麻薬小売業者を 1 つの申請者として扱い、連名で申請します)
申請書	麻薬及び向精神薬取締法施行規則別記第 10 号の 2 様式
添付書類	1 全申請者の麻薬小売業者免許証の写し 2 全申請者の位置関係がわかる地図 3 全申請者間のおおよその距離（道のり）がわかる書面（同一市町村内の麻薬小売業者のみで申請する場合は不要） 4 許可書返送用の封筒 (簡易書留以上で返送することができる切手を貼付した A 4 サイズの許可書が折らずに入る大きさの封筒、若しくはレターパックプラス（赤いレターパック）) <u>※レターパックライト（青いレターパック）は不可</u> ※必ず送付先を記載してください。
申請手数料	無料
申請方法	<b>郵送のみ（原則窓口では受け付けません）</b> 簡易書留、レターパックプラス（赤いレターパック）等配達状況が確認でき、対面による受取りができる手段を使用して送付してください。 <b>【申請書提出先】</b> 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県保健医療部薬務課 薬物対策・献血担当
提出部数	1 申請書正本：1 部 2 申請書副本：申請する麻薬小売業者の数 + 1 部 (白黒コピー可、許可書に添付するためのもの)

	<p>3 上記の添付書類のうち1～3：1部（申請書正本に添付）</p> <p>4 許可書返送用の封筒：申請する麻薬小売業者の数</p>
許可の基準	<p>1 すべての申請者が埼玉県内に麻薬業務所を有し、許可時点で有効な麻薬小売業者免許証を所持していること</p> <p>2 すべての申請者が今回の申請に係る以外の麻薬小売業者間譲渡許可を有していないこと （同一の麻薬小売業者が2つ以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けることはできません）</p> <p>3 1つの麻薬小売業者間譲渡許可につき、構成する麻薬小売業者の数が次のとおりであること （1）申請者の麻薬業務所の所在地が市町村をまたぐ場合は、麻薬小売業者の数は原則10までとし、各業務所間の距離（道のり）は15Km以内であること （2）すべての申請者が同一市町村内に所在する場合は、麻薬小売業者の数に制限を設けない</p>
許可までの期間	<p>申請書が薬務課に到達してから7日前後（申請書類の不備がない時）</p> <p>申請書類に不備がある場合は、書類の補正が必要となりますので、補正されるまでの間、書類審査を停止します。</p>
許可書の交付	<p>申請時に添付された封筒を使用して、申請書の副本を添付した許可書を郵送で交付します。</p>
申請書作成上の留意点	<p>1 申請者が法人の場合、申請者の氏名欄には会社名のみでなく、法人の代表者の役職及び氏名も記載してください。なお、代表者印等の押印は必要ありません。</p> <p>2 申請を行う麻薬小売業者を代表する者を置く場合は、代表者の氏名欄に記載してください（置かない場合は、空欄としてください）。また、グループ内に、代表する者が申請者となる麻薬業務所が複数ある場合は、代表となる麻薬業務所を備考欄に記載してください。</p> <p>3 書類の補正等薬務課から連絡する場合がありますので、<b>申請書の備考欄にこの申請に関する連絡担当者の所属、氏名及び連絡先を記載</b>してください。</p>

## 2 許可後の手続

### (1) 譲渡・譲受の手続について

- ① 譲渡・譲受の手続を行おうとする際に有効な麻薬小売業者免許及び麻薬小売業者間譲渡許可がない場合、又は、許可書に記載された条件を満たさず譲渡・譲受した場合は**不正譲渡・不正譲受**として取り扱われます。

また、他の許可業者と有効期限切れの麻薬を譲渡・譲受する等、本制度の趣旨に沿わない譲渡・譲受を行わないよう注意してください。

※麻薬小売業者間で譲渡・譲受できる条件については、必ず次の通知等を確認してください。

- ・令和3年7月5日付け薬生発0705第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」
- ・令和3年7月5日付け薬生監麻発0705第2号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」
- ・令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」

- ② 麻薬小売業者が麻薬小売業者間譲渡許可に基づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方箋の写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方箋に対応できない場合の譲渡・譲受に限る。）及び譲受人が作成した譲受確認書の交付を受けた後、又はこれと引き換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書を麻薬の譲受人に交付してください。また、交付を受けた麻薬処方箋の写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方箋に対応できない場合の譲渡・譲受に限る。）及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存してください。

※令和4年4月1日以降、麻薬譲受確認書及び麻薬譲渡確認書の記載事項として、次の内容が追加されているので注意してください。

- ・麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロのいずれかで譲受・譲渡ができることから、備考にイ、ロどちらに該当する譲受・譲渡であるか記載すること。（同時は不可）
- ・備考に製品番号を記載すること。

- ③ 譲渡・譲受を行う場合は、次のことにも注意してください。

ア 麻薬の交付を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所とする。

イ 麻薬の運搬については、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行うこととし、配送業者や麻薬卸売業者等が行うことがないようにする。

ウ 麻薬の受け渡しの際には、譲渡側・譲受側の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認する。

エ 交付時まで破損等が確認された場合は、譲渡側が事故届を提出し、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側が事故届を提出する。

④ 譲渡・譲受の記録は、麻薬帳簿にそれぞれの業者で行い、備考欄に譲渡・譲受の相手方の名称をあわせて記載してください。

⑤ 毎年提出いただいている麻薬年間届は、品目ごとに許可業者間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数としてカッコ書きで併記してください。

⑥ 譲渡側は、譲受側が受領した麻薬処方箋に基づいて予製・調製行為はできません。

(麻薬の調剤を行うのは、麻薬処方箋を受け付けた譲受側です。)

## (2) 譲渡・譲受した麻薬の管理について

① 麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬と麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬は区別して保管するなどし、識別できる状態にしてください。

また、規則第9条の2第1項第1号のイ又はロで譲り受けた麻薬についても、譲り受けた麻薬毎に区別して保管する等、識別ができる状態にすること。

② 麻薬小売業者間譲渡許可に基づき、譲渡・譲受した麻薬について麻薬帳簿に記載する際は、その備考欄に以下の項目を記載してください。

ア 譲渡・譲受の相手方の名称

イ 規則第9条の2第1項第1号イ又はロのいずれかに該当する譲渡・譲受であるか

ウ 製品番号

エ 使用期限

## (3) 許可書の記載事項に変更があったとき

**「麻薬小売業者間譲渡許可変更届」**の提出が必要です。(速やかに)

届出対象者	麻薬小売業者間譲渡許可を受けたグループ内の麻薬小売業者に、次に掲げる変更があったグループ 1 有効期間内で許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき(麻薬小売業者の業務を廃止したとき)
-------	--

	<p>※ただし、麻薬小売業者免許の有効期間が満了し、免許の継続手続きを行った者を除く。</p> <p>2 許可業者のいずれかに麻薬を譲り渡さないこととしたとき（当該許可を構成する麻薬小売業者を削除するとき）</p> <p>3 許可業者の氏名、住所若しくは麻薬業務所等に変更を生じたとき（法人の代表者が変更した場合を除く）</p> <p>4 当該許可を構成する麻薬小売業者を代表する者を変更するとき（新たに当該許可を構成する麻薬小売業者を代表する者を置くとき）</p>
届 出 書	麻薬及び向精神薬取締法施行規則別記第 10 号の 3 様式
添 付 書 類	<p>1 変更事項がわかる文書</p> <p>(1) 構成する麻薬小売業者が減少するとき</p> <p>① 次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・麻薬小売業者業務廃止届の写し</li> <li>・変更後の許可業者の構成がわかる書類</li> </ul> <p>② 変更後の全申請者の位置関係がわかる地図</p> <p>③ 変更後の全申請者間のおおよその距離（道のり）がわかる書面（同一市町村内の麻薬小売業者のみで申請する場合は不要）</p> <p>(2) 構成する麻薬小売業者の名称等が変更になったとき</p> <p>① 書換え後の麻薬小売業者免許証の写し又は管轄保健所に提出した記載事項変更届の写し</p> <p>2 当該許可を構成する全ての麻薬小売業者間譲渡許可書</p> <p>3 許可書返送用の封筒</p> <p>（簡易書留以上で返送することができる切手を貼付した A 4 サイズの許可書が折らずに入る大きさの封筒、若しくはレターパックプラス（赤いレターパック））</p> <p>※レターパックライト（青いレターパック）は不可</p> <p>※必ず送付先を記載してください。</p>
届 出 手 数 料	無料
届 出 方 法	<p><b>郵送のみ（原則窓口では受け付けません）</b></p> <p>簡易書留、レターパックプラス（赤いレターパック）等配達状況が確認でき、対面による受取りができる手段を使用して送付してください。</p> <p><b>【届出書提出先】</b></p> <p>〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1</p> <p>埼玉県保健医療部薬務課 薬物対策・献血担当</p>

提出部数	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 届出書正本：1部</li> <li>2 届出書副本：共同で届け出る麻薬小売業者の数＋1部 (白黒コピー可、許可書に添付するためのもの)</li> <li>3 上記の添付書類のうち1：1部(申請書正本に添付)</li> <li>4 許可書返送用の封筒：当該許可を構成する麻薬小売業者の数</li> </ol>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請する麻薬小売業者が店舗移転や経営者変更等で新たに麻薬小売業者の免許を取得した場合は、旧免許に係る情報を「麻薬小売業者間譲渡許可変更届」で削除し、「麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届」で新免許に係る情報を追加してください。</li> <li>2 許可業者のいずれかに麻薬を譲り渡さないこととしたとき、許可を構成する麻薬小売業者が1業者のみとなった場合、返納届を提出してください。</li> <li>3 当該許可に含まれる他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、麻薬小売業者を代表する者を置き、代表する者が届け出ることができます。</li> </ol>
許可書書換えまでの期間	<p>届出書が薬務課に到達してから7日前後(届出書類の不備がない時)</p> <p>届出書類に不備がある場合は、書類の補正が必要となりますので、補正されるまでの間、書類審査を停止します。</p>
書換え後の許可書の交付	<p>届出時に添付された封筒を使用して、届出書の副本を添付した許可書を郵送で交付します。</p>
届出作成上の留意点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者が法人の場合、申請者の氏名欄には会社名のみでなく、法人の代表者の役職及び氏名も記載してください。 なお、代表者印等の押印は必要ありません。</li> <li>2 当該許可において、麻薬小売業者を代表する者を置き、代表する者が届け出る場合は、当該許可に含まれる他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、「当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。」欄にチェックを入れてください。 ※8ページの「他の麻薬小売業者から同意を得る」場合の留意点のとおり、記録を作成してください。</li> <li>3 書類の補正等薬務課から連絡する場合がありますので、<b>届出書の備考欄にこの申請に関する連絡担当者の所属、氏名及び連絡先を記載</b>してください。</li> <li>4 届出書様式にある「注意」を御確認の上、作成してください。</li> </ol>

#### (4) 許可を構成する麻薬小売業者を追加するとき

「麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届」の提出が必要です。

申請対象者	麻薬小売業者間譲渡許可を受けたグループに、別の麻薬小売業者を追加しようとするグループ
届出書	麻薬及び向精神薬取締法施行規則別記第10号の4様式
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 追加する麻薬小売業者免許証の写し</li> <li>2 追加後の全申請者の位置関係がわかる地図</li> <li>3 追加後の全申請者間のおおよその距離(道のり)が1.5Km以内であることが分かる書面(同一市町村内の麻薬小売業者のみで申請する場合は不要)</li> <li>4 現有の当該許可を構成する全ての麻薬小売業者間譲渡許可書</li> <li>5 許可書返送用の封筒 (簡易書留以上で返送することができる切手を貼付したA4サイズの許可書が折らずに入る大きさの封筒、若しくはレターパックプラス(赤いレターパック)) ※レターパックライト(青いレターパック)は不可 ※必ず送付先を記載してください。</li> </ol>
届出手数料	無料
届出方法	<p><b>郵送のみ(原則窓口では受け付けません)</b></p> <p>簡易書留、レターパックプラス(赤いレターパック)等配達状況が確認でき、対面による受取りができる手段を使用して送付してください。</p> <p><b>【届出書提出先】</b></p> <p>〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県保健医療部薬務課 薬物対策・献血担当</p>
提出部数	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 届出書正本: 1部</li> <li>2 届出書副本: 共同で届け出る麻薬小売業者の数+1部(白黒コピー可、許可書に添付するためのもの)</li> <li>3 上記の添付書類のうち1: 1部(申請書正本に添付)</li> <li>4 許可書返送用の封筒: 当該許可を構成する麻薬小売業者の数(新たな麻薬小売業者分も含む)</li> </ol>
注意事項	1 申請する麻薬小売業者が店舗移転や経営者変更等で新たに麻薬小売業者の免許を取得した場合は、旧免許に係る情報を「麻薬小売業者間譲渡許可変更届」で削除し、「麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届」で新免許に係る情報を追

	<p>加してください。</p> <p>2 申請者の麻薬業務所の所在地が市町村をまたぐ場合は、麻薬小売業者の数が10を超える届出は原則できません。</p> <p>3 当該許可において麻薬小売業者を代表する者を置き、代表する者が届け出る場合は、当該許可に含まれる他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、代表する者及び新たに追加される麻薬小売業者が共同して届け出ることができます。</p>
許可書書換えまでの期間	<p>届出書が薬務課に到達してから7日前後（届出書類の不備がない時）</p> <p>届出書類に不備がある場合は、書類の補正が必要となりますので、補正されるまでの間、書類審査を停止します。</p>
書換え後の許可書の交付	<p>届出時に添付された封筒を使用して、届出書の副本を添付した許可書を郵送で交付します。</p>
届出作成上の留意点	<p>1 申請者が法人の場合、申請者の氏名欄には会社名のみでなく、法人の代表者の役職及び氏名も記載してください。なお、代表者印等の押印は必要ありません。</p> <p>2 当該許可において、麻薬小売業者を代表する者を置き、代表する者が届け出る場合は、当該許可に含まれる他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、「代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合であり、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。」欄にチェックを入れてください。</p> <p>※8ページの「他の麻薬小売業者から同意を得る」場合の注意点のとおり、記録を作成してください。</p> <p>3 書類の補正等薬務課から連絡する場合がありますので、<b>届出書の備考欄にこの申請に関する連絡担当者の所属、氏名及び連絡先を記載</b>してください。</p> <p>4 届出書様式にある「注意」を御確認の上、作成してください。</p>

### ※「他の麻薬小売業者全員の同意を得る」場合の注意点について

届出時に同意書等を提出する必要はありませんが、埼玉県から同意書等の提示を求める場合がありますので、書面による同意書の作成やメール、電話の聞き取りメモ等の同意を得た記録を作成してください。

(5) 麻薬小売業者間譲渡許可証をなくしてしまった・汚してしまったとき

「麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書」の提出が必要です。

申請対象者	麻薬小売業者間譲渡許可を有する業者で、麻薬小売業者間譲渡許可書を無くしてしまった又は汚してしまった者
申請書	令和3年7月5日付け薬食監麻発第0705第2号 「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」別紙様式6
添付書類	1 現有の麻薬小売業者間譲渡許可書（手元にあるとき） 2 許可書返送用の封筒 （簡易書留以上で返送することができる切手を貼付したA4サイズの許可書が折らずに入る大きさの封筒、若しくはレターパックプラス（赤いレターパック）） <u>※レターパックライト（青いレターパック）は不可</u> ※必ず送付先を記載してください。
申請手数料	無料
申請方法	<b>郵送のみ（原則窓口では受け付けません）</b> 簡易書留、レターパックプラス（赤いレターパック）等配達状況が確認でき、対面による受取りができる手段を使用して送付してください。 <b>【申請書提出先】</b> 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県保健医療部薬務課 薬物対策・献血担当
提出部数	1 申請書正本：1部 2 許可書返送用の封筒：1部
注意事項	許可書の再交付後、無くした許可書を発見した場合は、発見した許可書を「麻薬小売業者間譲渡許可書返納届」により、返納すること。
許可書返送までの期間	申請書が薬務課に到達してから7日前後（提出書類に不備がない場合） 提出書類に不備がある場合は、書類の補正が必要となりますので、補正されるまでの間、書類審査を停止します。
再発行後の許可書の交付	申請時に添付された封筒を使用して、再発行した許可書を郵送で交付します。
申請書作成上の留意点	1 申請者が法人の場合、申請者の氏名欄には会社名のみでなく、法人の代表者の役職及び氏名も記載してください。 なお、代表者印等の押印は必要ありません。

	2 書類の補正等薬務課から連絡する場合があるので、 <b>届出書の右下欄外にこの届出に関する連絡担当者の所属、氏名及び連絡先を記載してください。</b>
--	--

## (6) 麻薬小売業者間譲渡をやめるとき

「麻薬小売業者間譲渡許可書返納届」の提出が必要です。

届出対象者	麻薬小売業者間譲渡許可を有する業者で、麻薬小売業者間譲渡をやめようとする者 ※許可を構成する一部の麻薬小売業者が抜ける場合は「麻薬小売業者間譲渡許可変更届」
届出書	令和3年7月5日付け薬食監麻発第0705第2号 「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」別紙様式7
添付書類	1 現有の当該許可を構成する麻薬小売業者間譲渡許可書 2 許可書返送用の封筒 (簡易書留以上で返送することができる切手を貼付したA4サイズの許可書が折らずに入る大きさの封筒、若しくはレターパックプラス(赤いレターパック)) <u>※レターパックライト(青いレターパック)は不可</u> ※必ず送付先を記載してください。
届出手数料	無料
届出方法	<b>郵送のみ(原則窓口では受け付けません)</b> 簡易書留、レターパックプラス(赤いレターパック)等配達状況が確認でき、対面による受取りができる手段を使用して送付してください。 <b>【届出書提出先】</b> 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県保健医療部薬務課 薬物対策・献血担当
提出部数	1 届出書正本:1部 2 届出書副本:共同で届け出る麻薬小売業者の数+1部 (白黒コピー可、許可書に添付するためのもの) 3 許可書返送用の封筒:共同で届け出る麻薬小売業者の数
注意事項	返納届受理後、薬務課で許可書に許可が無効である旨を記載し、許可書を申請者に返送するので、 <b>許可書に記載され</b>

	た有効期間の期始日から5年間当該許可書を保管してください。
許可書返送までの期間	届出書が薬務課に到達してから7日前後（届出書類に不備がない場合） 届出書類に不備がある場合は、書類の補正が必要となりますので、補正されるまでの間、許可書は返送しません。
許可書の返送	届出時に添付された封筒を使用して、無効処理後の許可書を郵送で交付します。
届出作成上の留意点	1 申請者が法人の場合、申請者の氏名欄には会社名のみでなく、法人の代表者の役職及び氏名も記載してください。 なお、代表者印等の押印は必要ありません。 2 書類の補正等薬務課から連絡する場合がありますので、 <b>届出書の右下欄外にこの届出に関する連絡担当者の所属、氏名及び連絡先を記載してください。</b>

### 3 その他の注意事項

- (1) 麻薬小売業者間譲渡許可書の有効期間の満了によって失効した場合であっても、許可書については、当該許可を受けた者が許可を受けた日から5年間保存してください。
- (2) 文字・数字は、ボールペン、インク等を使用して正確に記載してください。摩擦熱によって色が変わる筆記具（フリクションボールなど）は使用しないでください。
- (3) 許可や書換えまでの期間は、申請書類等に不備がなかった場合の平均事務処理日数を記載しています。  
書類に不備がある場合、申請が込み合っている場合は、許可までに日数がかかることがありますので、余裕を持った申請をお願いします。

【お問い合わせは…】

**埼玉県保健医療部薬務課 薬物対策・献血担当**

**電話 048-830-3633（直通）**